平成２６年（フ）第２４４号
福井県三方郡美浜町日向48号１番地
破産者　株式会社錦波
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２１号
福井市舟橋新２丁目130番地スパークル203
破産者　株式会社フードクロスＳＢ
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
兵庫県明石市大明石町１丁目１番23号
破産者　有限会社レディスファッションタケダ
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
神戸市西区丸塚１丁目22番14号
破産者　有限会社リョーメイ
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
兵庫県姫路市網干区新在家2088番地の10
破産者　柳土木興業株式会社
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１１７号
兵庫県加古川市加古川町備後105番地の６
破産者　株式会社Ｒ・Ｈ
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４３７号
岡山市東区古都南方2620番地
破産者　中村　勝博
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２０号
岡山市北区中井町２丁目１番４号シスター中井町208
破産者　佐藤　道康
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３８号
広島県東広島市西条町下三永354番地の235
破産者　有限会社ティーアールワイ
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１１号
大分県別府市浜脇１丁目８番５号
破産者　有限会社ＴＮＯ
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０号
北海道北見市北斗町２丁目４番24号
破産者　株式会社レーブシード
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23番地神代公団住宅37号館106号室
破産者　有限会社しゃれぇどコーポレーション
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１２号
神奈川県横浜市旭区左近山1186番地６左近山団地７街区５棟101号
破産者　日置　昭子
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１７号
東京都日野市南平９丁目13番地３
破産者　山本建材株式会社
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１６０３号
横浜市港北区新横浜１丁目13番地20新横浜サニーコート405号
破産者　株式会社サンマックス
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７１号
横浜市中区新山下３丁目15番　新山下ベイシティ３－411、商業登記簿上の本店所在地横浜市中区新山下３丁目15番３－412
破産者　ライフライン株式会社
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７号
静岡県沼津市青野95番地の８
破産者　有限会社内野工務店
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
大阪市中央区谷町９丁目１番18号
破産者　株式会社マッハロックウエストフィールド
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０９号
岡山市南区福吉町５番20号
破産者　石井　義明
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１０号
長崎県長崎市京泊３丁目３番１号
破産者　有限会社円運輸
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８号
長崎県雲仙市国見町多比良戊1449番地123
破産者　塚本千恵子
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係